

Title	幕末期における小河岸形成の意義：常州大林村新井家「諸荷物船積入帳」の分析を中心に
Sub Title	The significance of the formation of a little river port in the latest Edo Era : a case study of Obayashi Village, Hitachi Province (常陸国大林村)
Author	井奥, 成彦(Ioku, Shigehiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.4 (1988. 3) ,p.129(641)- 145(657)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880300-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

幕末期における小河岸形成の意義

——常州大林村新井家「諸荷物船積入帳」の分析を中心に——

井 奥 成 彦

近世関東の河岸に関する研究はこれまで、どちらかといえは制度史的研究にウェイトがおかれ、すぐれた研究

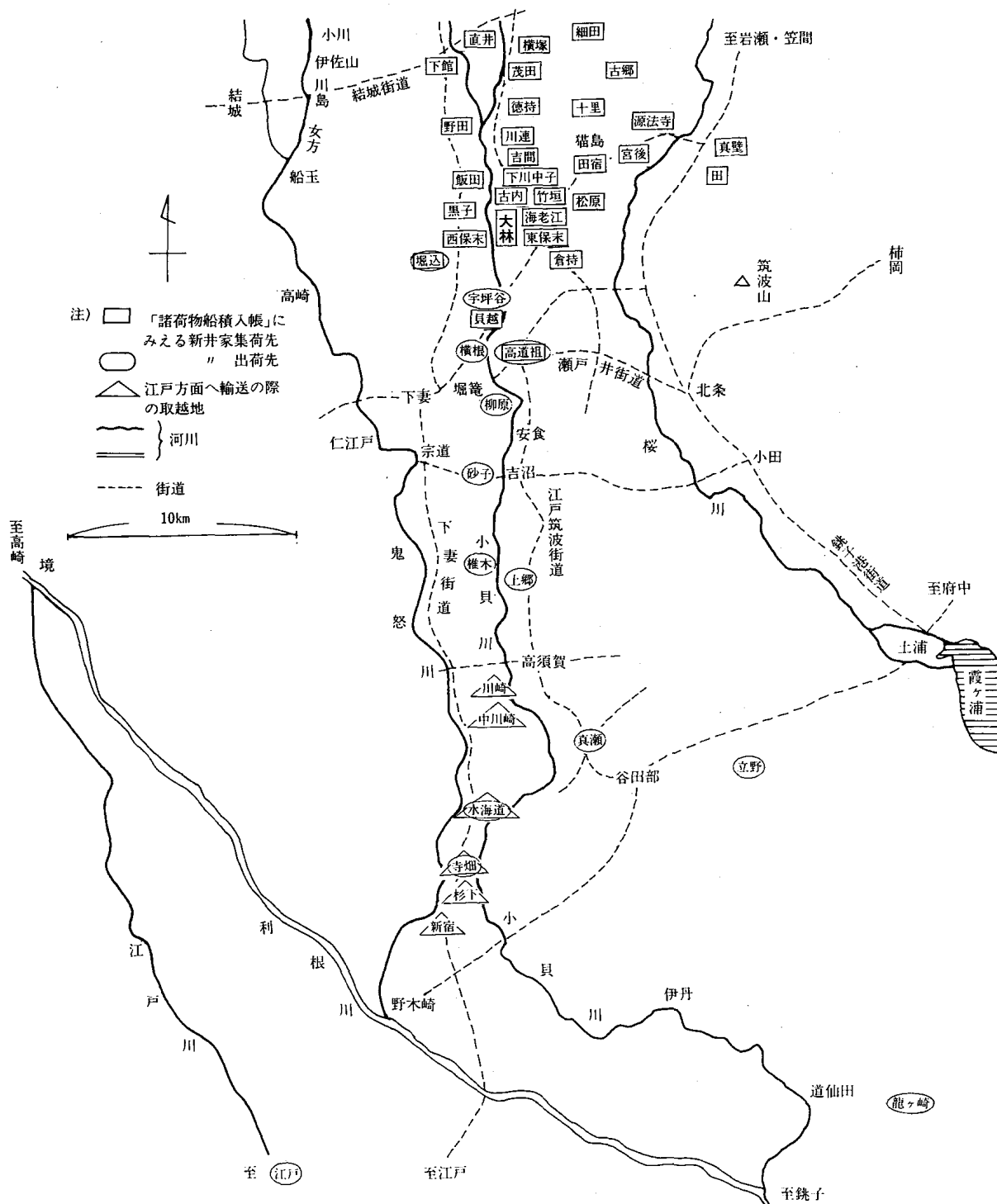
が出されてきたが、経営帳簿の分析を通しての実態研究については、江戸向けの輸送を担う特権的な大河岸の研究を除いては手薄の感があった。ことに近世後期以降各地に成立し、目だった活動を見せた小河岸については、既成の特権的河岸との係争等が取り上げられてきてはいるが、実態に立ち入った研究は今までのところほとんど見られない。それは、そのような河岸の存在自体が非公式であったこと、小規模であったこと、さらに後世の河川水運の衰退等のために、私的な史料が残りにくかったこと等によると考えられる。即ち、小河岸の存在、及び

その活動情況は、既成の特権問屋との係争などの型で村方の公文書を通して間接的に知られることはあっても、私経営の文書からダイレクトに知することは困難なのである。

ところが筆者は最近、幸いにも経営史料を含む小河岸史料を、量的限界はありながらも目にする機会を得たので、本稿ではそれらを紹介するとともに、小河岸形成の意義を考えてみたい。

本稿でとり上げるのは、利根川水系小貝川の中流東岸、常陸国真壁郡大林村（現茨城県真壁郡明野町、図1参照）の名主新井家経営の「柳戸河岸」と呼ばれた河岸である。近世における小貝川水運は、西を平行して流れる鬼怒川などと比べると、さほどさかんではなかった。その原因としては、川幅が狭く河川交通に不便であった

図 1



こと、現在でもしばしば見られるように洪水が多く、川筋が不安定であったこと等が考えられる。元禄の幕府による河岸吟味の際に確認された河岸は、上流の樋口（図1の欄外上方）と下流の道仙田の二つだけであり（鬼怒川は一五⁽³⁾）、明和・安永の河岸吟味の際に確認された河岸は下流の伊丹のみであった（鬼怒川は四一もの河岸が確認された⁽⁴⁾）。本稿でとり上げる大林村やその周辺の小貝川筋の村々は、年貢津出にはたいていの場合、鬼怒川を利用していた。

大林村の村高は、元禄一五年の「元禄郷帳」で約二〇五石、明治初年の「旧高旧領取調帳」で約二四〇石となっている。領主は代々大身の旗本斎藤佐渡守家（寛永六年段階で五〇〇〇石。江戸中期には六〇〇〇石を突破した⁽⁵⁾）であった。斎藤氏は近世初期から真壁郡内二六か村を支配し、知行村（のちの古郷村）に陣屋をおいた⁽⁶⁾。給知村々は、大林村からみて北東方向に向かって拡がっていた。幕末期には斎藤家は左近が本家を継ぎ、大林村もその給知に属していた。

二

史料1は、慶応二年九月に新井弥兵衛から地頭所へ、

幕末期における小河岸形成の意義

河岸間屋株取立を願ったものであるが、その中に柳戸河岸の過去の経緯が記されている。

△史料1▽

乍恐以書付奉願上候⁽⁷⁾

一御知行所常州真壁郡大林村名主弥兵衛奉願上候、私村方之義は小貝川東縁ニ而、往古々川岸場ニ有之、小物成高式石五斗、永五百文之内永式百五拾文は川岸株小物成高壺石式斗五升、残高壺石式斗五升は居村地先魚漁高入場ニ而、小物成永式百五十文相納来、魚漁仕来り罷在候処、川岸場之儀は中興休株ニ相成、尤寛文度迄¹は柳戸川岸と唱、船積問屋株ニ而、御地頭所様御廻米川下ケ運送仕、前書之通小物成永相納来り候処、往年川瀬悪敷相成、休株ニ相成、元文四年未三月御代官堀江荒四郎様流作場為御見分被遊御越、御尋御座候節差上候明細御調帳ニ、先年川岸場ニ而船積問屋株御座候趣明細帳江認書上候、扣書物并ニ寛文度之御皆済目録等ニも柳戸川岸払と御記シ有之、然ルニ去ル³西年下総寺畑川岸并新宿川岸間屋共々頼ニ付小船補理為試川下ケ運送仕候処、渇水之節は米百俵余積之小船ニ而も当川岸迄乗登セ難相成、依之其後米五十俵積位之小船補

理運送仕候得は、追々積荷物無滞運送仕候故、当節ニ至り候而は積荷物相増候ニ付、先年之御振合を以御廻米運送被仰付被成下置度、去丑年中奉願上候処、早速御聞濟被成下、御廻米運送被仰付難有是迄相勤罷有候⁵処、若又近郷川筋ニ而も積問屋株同渡世之ものも御座候得は、万一新規川岸場取建候坏と申偽り願立致候ものも可有之哉難斗ニ付、前願之通休株取建被仰付候趣其筋江御届濟相成候様被成下置度、此段奉願上候、右願之通御聞濟被成下置、休株御取建相成候ハ、永久之基と一同相□難有仕合奉存候、以上

御知行所

常州真壁郡

大林村

名主

弥兵衛

慶応二寅年九月

御地頭所様

河岸問屋株取立を願ひ出た側の一方的な言い分であることを念頭におきつつ内容を吟味していこう。

まず寛文期まで「船積問屋株」があり、廻米運送をし

ていたとある(傍線1)。過去に問屋株を持っていたということと年貢米を扱っていたということとは、河岸取立願が通るための重要なポイントとなる(新規ということとで取立を願うのは困難であった)。確かに寛文期前後の年貢米の一部の津出がこの河岸で行われた形跡はあるが、それ以外の一般荷物については史料もなく、時代を考えてもさほど多くを扱っていたとは思われない。元禄の河岸吟味の際にはすでに「川瀬悪敷相成、休株ニ相成」っていたためか、この河岸の名はあげられていない。

次に元文四年の「明細御調帳」に「先年、川岸場ニ而船積問屋株御座候」(即ち、元文四年時点ではすでになくなっていったということ)と記したとある(傍線2)。この「明細御調帳」なるものは現存しない。

続いて文書の記述は一気に「去ル酉年」、即ち文久元年にとんでいるが、そこまでの経緯は他史料により埋め合わせることができるので、それらをみていこう。

まず延享二年と四年には河岸問屋株許可願を出しているが、それらの史料⁽¹⁰⁾においてもやはり、「先年」大林村に「河岸かぶ」が一軒あったこと、そのことを「村差出」にも所載したことを主張している(おそらく史料

1作成時にはこれらの文書を参考にしたのであろう。

出願の結果を明確に知る史料はないが、この時期以降文政三年まで年貢米その他の輸送を大林村で行った形跡は全くないので、おそらく許可されなかったであろう。

次に明和—安永年間に幕府によって関東一帯で行われた河岸吟味の際には、大林村は自村に河岸問屋がない旨返答している。⁽¹¹⁾

さらに文政三年になると、「出水用心船」で荷物を輸送することが認められているが、船の大きさが長一丈一尺・横二尺五寸と小さく、⁽¹³⁾しかも鑑札年季明の天保一〇年以前にやめており、⁽¹⁴⁾大した機能を果たしたとは思えない。弘化四年には、その船が潰船となっていながら船年貢を納めているのでそれを免除して欲しい旨川船役所に⁽¹⁵⁾出願している。

そして史料1に戻って、「去ル酉年」、川下の寺畑河岸・新宿河岸問屋共よりの依頼により、大林村新井弥兵衛は、小船補理運送として荷物の川下げをしたとある(傍線3)。これらの問屋よりの依頼書が残存しているの⁽¹⁶⁾で、次にこれを見てみよう。

△史料2▽

幕末期における小河岸形成の意義

入置申一札之事⁽¹⁶⁾

一小貝川通下総国相馬郡杉下村・寺畑村右式ケ村地先江先年御検地之節両村申合船積問屋株奉願上候処、願之通御聞濟ニ相成、御運上永御上納仕来候処、近年は上川筋の荷物積下ケ無之、冥加永上納之儀は年々弁納ニ相成、難渋至極仕候ニ付、常州筑波郡高道祖村民蔵殿江先年申合、任弁利御頼置候間、御同人江相談之上、上川筋荷物俵物・真木・炭・板・材木ニ不限、御積下ケ積替之儀は貴殿任弁利御取斗可被下候、且脇合より故障等出来候ハ、私共引受、御公辺は勿論、何方迄も罷出、急度申開、貴殿江聊御迷惑相掛ケ申間舖候、無御心置御精々荷物積下ケ可被下候様御頼申入候、依之一同頼一札入置申処如件

下総国相馬郡

杉下村

船積問屋

助左衛門^印

文久元年

酉三月

同国同郡

寺畑村

同

新右衛門^⑩

同 村

同

弥左衛門^⑪

同国同郡

新宿村

同

傳左衛門^⑫

大林村

弥兵衛殿へ

史料1傍線3の「去ル酉年」が文久元年に当ることはこの史料により推定できるわけであるが、ともかくこれをきっかけに長二丈三尺・横四尺の船⁽¹⁷⁾による大林村よりの舟運が開始されることとなったわけである。もっとも、厳密なことを言えば、前年の万延元年一月に一度、⁽¹⁸⁾一二月に三度、大林村より荷物がこの舟で出されている。史料2の川下の河岸問屋よりの依頼書は、このような若干の実績から大林村よりの舟運の可能性を確めた上で出されたものであろう。

史料2の差出人である杉下・寺畑・新宿河岸はいずれ

も鬼怒川筋の荷物を扱うとともに、小貝川と鬼怒川とが接近している間に挟まれているという地理的条件から、小貝川筋の江戸方面行き荷物を陸揚げして陸路鬼怒川筋へ運んで船積すること、即ち「取越」をも重要な業務としていた。小貝川筋からの荷物を江戸方面へ運ぶ場合、そのまま小貝川を下って利根川との合流点まで送荷し利根川―江戸川を経由して江戸へ向ったのでは、流路が曲りくねってかなりの距離のロスになるので(図1参照)右の場所を取越が行われていたのであった(川崎、中川崎、水海道で取越が行われる場合もあったが、そのことについては後述する)。三河岸のうち新宿は元禄から、寺畑は安永から幕府の吟味により公認された特権的な河岸であったことを考え合せれば、⁽¹⁹⁾これらの河岸はまさに小貝川から江戸方面への窓口の役目を果たしていたといえよう。そういった性格をもつ三河岸が、「近年」は上流からの荷物積み下げがないにもかかわらず冥加永だけは以前から引きつづき納め続けていて難渋しているので、大林村(新井)弥兵衛に対し、高道祖村民蔵に相談の上、俵物・真木・炭・板・材木ほか何でも良いから、また荷物の行先については、三河岸を経さえすればその後そのまま下流方面へ積み下げるものであらうと積み替えて

(取越して) 鬼怒川から江戸方面へ向けるものであらうと自由に任せるから、とにかく荷物を送って欲しい旨願っている。なぜこのような依頼を出さねばならないような状況になったかということについては、次節において新井家の経営帳簿を分析した後考察してみたい。

史料1へ戻る。その後「追々」新井家の扱う積荷物が増し、「去丑年」(慶応元年)、廻米運送を願い、聞き入れられたとある(傍線4)。このことは、次節で扱う帳簿や、残存している年貢関係文書からも確認できる。

そしてこの文書作成の慶応二年、「積問屋株同渡世のもの」から柳戸河岸が(停止さるべき)新河岸であるとの訴えが出されることを警戒し、「其筋」(川船役所であろう)へは(新規でなく)「休株取立」なのだということを届けるようお願いを出しているのである(傍線5)。

ところで大林村近辺の河岸で最も有力な河岸は、鬼怒川沿いの宗道河岸であった(図1参照)。この河岸は年貢米の集荷範囲が広く、例えば東は真壁町付近の村々もここへ津出していた。大林村の場合、年貢津出は、自村柳戸河岸から出していたほんのわずかな期間(寛文頃と慶応年間)を除けば宗道か、あるいはそれよりも上流の伊佐山、川島、女方、船玉といった河岸へも津出してい

た。幕府公認のこれら特権河岸には新河岸停止の特権が認められていたので、傍線5は、それを警戒したのと、新井家と同じような他の小河岸との争いを恐れたものと思われる。全体として地頭所に対しては年貢米廻送の便を強調して、河岸問屋株の取立要求を有利に導こうとの意図が窺える。

史料1の願いが通ったか否かについては知るよしもないが、このころの政治状況と、その中で地頭齋藤佐渡守が番方の旗本として、動揺する幕府を支えることに躍起となっていたことを考えると、取り合ってもらえなかった可能性はあろう。

以上のように、大林村柳戸において舟運が行われたことが確認できるのは、明暦三年から寛文八年の間の年貢米津出(註(8)参照)と、文政三年にはじまって天保一〇年以前に絶える、出水用心船による問題にならないほど小規模な荷物輸送のみであり、ある程度の規模の輸送が行われるようになったのは万延元年一月からのことである。この際の河岸経営の実態については、節を分かって述べることにしよう。

三

万延元年十一月にはじまる新井家河岸経営の詳細は、「諸荷物船積入帳」という一冊の帳簿に記されている。その主な記載内容は、年月日・品目及びその数量・船頭名・集荷先・運賃・經由地・出荷先である。いま、例として一番はじめの頁の記載、即ち万延元年十一月一日の項を掲げておこう。

△史料3V

十一月十一日
赤井鉄之助様
一御米六拾俵也

小下ヶ船
紋治乗
徳持村
清兵衛出分

此運賃

金三分ト銀四匁五分

江戸運賃
国私

此錢四百九拾壹文

米百俵ニ付三匁八百文割
錢貳匁貳百八拾文

柳戸川岸
高道祖川岸迄
運賃

同三百拾貳文
米百俵ニ付四匁五百文割
同貳匁七百文

蔵敷
高道祖川岸
杉下川岸迄
運賃

同三百拾貳文
米壹俵ニ付拾文四分割
同六百貳拾四文

蔵敷
杉下ヶ新宿迄
取越駄賃

同五百八文
金三分ト

杉下新宿
両川岸蔵敷

錢七匁貳百貳拾七文

此金壹兩三分ト

錢七百貳拾七文

芝金杉壺丁目

遠州屋長右衛門殿江行

この場合は、十一月一日に旗本赤井鉄之助知行徳持村の清兵衛から出た年貢米六〇俵が、紋治乗の船で高道祖―杉下へと運ばれ、杉下から新宿までは「取越」、即ち陸路を通過して鬼怒川へ出し、最終的には江戸芝金杉の遠州屋長右衛門のもとへ輸送されたものである。遠州屋はおそらく赤井知行村々よりの年貢米を取り扱う米商人(蔵元)であったのだろう。

この帳簿の最後の日付は慶応三年一〇月一日であるから、この帳簿には丸七年、足かけ八年分の輸送の情況が記されているわけである。これにつづく帳簿は現存していない。

ではまず表1により、年次別、品目別の出荷数量から見ていくことにしよう。品目でまず目につくものは米で

ある。年貢米は万延元年、文久元年両年に若干の他知行所年貢米を運んだ後途絶え、史料1傍線4にあったように慶応元年から自知行所（斎藤佐渡守）分年貢米を運んでいる。一般向けの米（本稿では「一般米」とよぶこと

にする）は万延元年以降連年扱っており、ことに元治元年、慶応元年には年間一〇〇〇俵を超している。次いで数量では炭、真木、大豆といったところが目につくが、炭と真木は一度にまとまった量が運ばれてい

〈表1〉 年次別・品目別新井家取扱荷物表（新井家文書「諸荷物船積入帳」より作成）

品目 年代	米			大豆	炭	真木	材木	酒	糖	石灰	その他
	総量	年貢米	御払米 一般米								
万延1	160	※ (60)	(100)			717束					板18束
文久1	561	※ (30)	(531)	108	26						蕙350枚, 塩30, 綿実98匁800目
〃 2	133		(133)	42				75駄			塩22, 小麦2
〃 3	768		(768)	1	480		48駄	5			紙2筒
元治1	1,342		(1,342)	4		250	112	15	99		丸太163本, 明樽2本, 明俵1俵, 水油1本, 紙1筒
慶応1	1,548	(392)	(100)	8	48			1	76		大麦22, 小豆15, 明樽4本, 酒粕60, 土台2挺
〃 2	1,012	(*462)	(550)	210	480					23	大麦7, 小豆19, 藍葉532匁600目, 藍玉14
〃 3	370	(149)	(221)	4	102	92		20		274	鹿朶105束, 黒胡麻3匁
計	5,894	(1,093)	(100)	377	1,136	1,059	160	116	175	297	

注）万延元年は11月11日分から。慶応3年は10月1日分まで。

・単位を付していないものの単位はすべて「俵」。

・※は他知行所分。＊は、うち30俵が他知行所分。

物表（新井家文書，「諸荷物船積入帳」より作成）

G. 不 明		計	
60	<1.0%>	939(貢 377, 払 19)	<15.9%>
⑤⑩		⑦⑧, $\triangle$, ⑨②, 小豆15, 大麦2, 板18, 麩朶105, 明樽1	
222	<3.8%>	2424(貢 195, 払 18)	<41.1%>
②, 糠84, 水油1, 土台2		②⑦, $\triangle$, 塩22, 水油1, 糠84, 紙2, 材木48, 土台2	
145	<2.5%>	1511(貢 143, 払 33)	<25.6%>
⑮, 酒1, 材木30		②⑩⑩, $\triangle$, 酒116, 塩30, 小麦2, 大麦3, 小豆4, 材木112, 藍葉532.6, 藍玉14, 紙1	
56	<1.0%>	1020(貢 378, 払 30)	<17.4%>
⑮, 糠15, 酒粕60, 大麦7, 丸太163, 明樽1, 明俵1		⑦②, ⑨⑥⑦, 糠91, 酒粕60, 大麦24, 小豆15, 黒胡麻3, 綿実98.8, 石灰297, 蕈350, 丸太163, 明樽5, 明俵1	
483	<8.3%>	5894(貢1093, 払100)	<100%>
⑧⑤, 糠99, 酒粕60, 酒1, 水油1, 大麦7, 丸太163, 土台2, 材木30, 明樽1, 明俵1		③③⑦, $\triangle$, ⑩③⑥, ⑩⑤⑨, 酒116, 糠175, 塩52, 石灰297, 大麦29, 小麦2, 小豆34, 藍葉532.6, 藍玉14, 水油1, 綿実98.8, 紙3, 黒胡麻3, 材木160, 板18, 丸太163, 蕈350, 酒粕60, 明俵1, 土台2, 麩朶105, 明樽6	

属する村で集荷先となっているのは竹垣・古内, 合計15か所。

- ・ * 集荷先となっているのは黒子, 西保末, 堀込, 吉間, 松原, 田宿, 宮後, 源法寺, 真壁, 田, 直井, 下館, 高森, 貝越, 高道祖, 椎木, 合計16か所。
- ・ △ 出荷先となっているのは大林, 堀込, 宇坪谷, 横根, 高道祖, 柳原, 砂子, 椎木, 上郷, 真瀬, 立野, 水海道, 寺畑, 龍ヶ崎 (自村大林村以外はいずれも他知行所かつ他寄場町村である), 合計14か所。

<表2の1> 集荷先・出荷先別新井家取扱荷

集荷先 \ 出荷先	E. 江 戸	F. 小貝川筋 (△14か所)
A. 大 林 村	377(貢 377) <6.4%> ⑥, △, 小豆15, 板18	502(払 19) <8.5%> ②, ⑨②, 龜朶105, 大麦2, 明樽1
B. 同知行所村, または同寄場 村 (*15か所)	196(貢 195) <3.3%> ②, △ ⁵⁷⁸ , 材木48	2006(払 18) <34.0%> ②③, △ ⁵⁰ , 塩22, 紙2
C. 他知行所かつ 他寄場町村 (*16か所)	143(貢 143) <2.4%> △ ⁴⁸⁰ , 材木82	1223(払 33) <20.7%> ①⑧⑤, △ ²⁶ , 酒115, 塩30, 小麦2, 大麦3, 小豆4, 藍葉532.6, 藍 玉14, 紙1
D. 不 明	381(貢 378) <6.5%> 黒胡麻3	583(払 30) <9.9%> ⑤④, ⑨⑥⑦, 石灰297, 糠76, 大麦 17, 小豆15, 綿実98.8, 蕨350, 明 樽4
計	1097(貢1093) <18.6%> ⑧, △ ¹⁰⁶⁰ , 小豆15, 材木 130, 板18, 黒胡麻3	4314(払100) <73.1%> ②⑧④, △ ⁷⁶ , ⑩⑤⑨, 酒115, 小麦2, 大麦22, 小豆19, 塩52, 藍葉532.6, 藍玉14, 綿実98.8, 糠76, 石 灰 297, 龜朶105, 明樽5, 紙3, 蕨 350

注)・上段は米(うち「貢」は年貢米,「払」は御払米), < > 内は米の輸送総量に占める割合。下段はその他の荷物(うち○は大豆, △は炭, □は真木)。

・単位は表1に同じ。

・※自村を除く同知行所村25か村のうち集荷先となっているのは細田・古郷・十里・横塚・茂田, 自村を除く同寄場村23か村のうち集荷先となっているのは倉持・東保末・海老江・下川中子・川連・徳持・野田・飯田, いずれにも

る。例えば文久三年一月五日に炭二八〇俵、同二六日に同二〇〇俵、万延元年十二月二六日に真木七十七束、元治元年十二月一九日に松真木二五〇束といった具合である。逆に全く運搬されない年もある。一方大豆は、一度に運ばれる量が少ない(多くて四〇俵程度)かわりに、連年運搬の対象になっているのが特徴である。

全品目を通して量的変化を見れば、元治元年―慶応二年の三年間ぐらいがピークとなっている。

次に表2の1により、七年間(足かけ八年)の集荷先と出荷先を見てみよう。この表では集荷先を、A新井家乃至柳戸河岸の属する大林村、B大林村と同じ斎藤佐渡守の知行所二六か村のうちに属する村々及び大林村と同じ東保末村寄場二四か村⁽²¹⁾のうちに属する村々、C大林村とは領主も寄場組合も異にする村々、D不明、の四つの項に分け、出荷先を、E江戸、F小貝川筋の村々、G不明、に分けた。品目及び数量の欄は、米については特に数量が多いので段を分かって上段に記し、米の輸送総量に対する各欄の割合を $\wedge$ V内に記した。他の品目及び数量は下段に記したが、品目により単位が異なるので、総量に対する割合を示すことはできない。

集荷先をみると、米はAとBで合計五七%を占めてい

る。ある程度の政治的結合と、地理的な近さによって集荷したと考えることができる。ただ、Cの二五・六%も軽視できない。量の多い村をあげると、Bでは川連村(六七三俵)、茂田村(五三八俵)、下川中子村(四八六俵)、Cでは吉間村(九三〇俵)といったところがあげられる。

米以外の品目については、A BよりもむしろCの方が種類、量とも多い。大豆は吉間村からの集荷が最大である(一四一俵)。炭の集荷先は、自村大林村のほかはBでは十里村(二三〇俵)、海老江村(二〇〇俵)、川連村(一五〇俵)、細田村(四八俵)、Cでは西保末村(四八〇俵)、高森村(二六俵)に限られ、酒は吉間村から八一駄、下館町から二〇駄、真壁町から一〇駄、真壁町にほど近い田村から五駄(いずれもC)となっている。吉間村からの八一駄はすべて近江商人資本の近江屋市右衛門という酒造家から仕入れたものである。糠はBの茂田村(五四俵)と川連村(三〇俵)からの集荷が多く、材木はCの吉間村(八二駄)、Bの倉持村(四八駄)、Cの貝越(三〇駄)からの集荷が多い。また麩朶はすべて自村大林村から、藍葉・藍玉はすべてCの椎木村から出たものを水海道村へ運んでいる。また塩五二俵のうち三〇

俵は、高道祖村（C）から大林村へ、川を遡って送られたものである。帳簿の中で、大林村へ入った荷物はこの塩三〇俵のみであるが、だからといって川を遡って大林村に入る荷物がほとんどなかったというわけではなからう。そういった荷物ほとんどが、新井家の管轄でなく下流側の河岸の管轄のもとで運ばれたため、新井家の帳簿には表れなかったということなのであろう。以上、品目ごとに主な集荷先を見てきたが、個別村との関係でいえば、Cの吉間村からの集荷が種類、量とも最大である。

次に、出荷先を見てみよう。出荷先は、不明分を除いて、E江戸とF小貝川筋の大きく二つに分けることができるが、米においても他の品目においても、小貝川筋向けの荷物量が江戸向けの荷物量を圧倒していることが決定的な特徴である。

米の送り先で最も多いのは真瀬村で二六六二俵、米の全輸送量の四五・二%を占める。次いで江戸（一〇九七俵、一八・六%）であるが、その次は水海道村で一〇九三俵（一八・五%）、さらに高道祖村二〇五俵（三・五%）と続く。

炭は一一三六俵のうち一〇六〇俵までが、材木は一六〇駄のうち一三〇駄までが、板は一八束すべてが江戸向

けであるが、一方大豆は高道祖村へ一四二俵、水海道村へ一一〇俵送られているのが目につく。この地域で醤油醸造業がさかんであったことと無関係ではあるまい。⁽²²⁾ 真木は高道祖村へ七一七束、椎木村へ三四二束送られている。酒は龍ヶ崎向けが最大で六〇駄、次いで真瀬村へ五〇駄、水海道村へ五駄送られている。石灰、鹿朶はすべて椎木村向け、藍葉・藍玉はすべて水海道村向け、綿実はずべて立野村向け、蕨はすべて高道祖村向け、糠は七六俵までが真瀬村向けである。総じて真瀬、水海道、高道祖といったところの比重が大きい。そこで、これらの村々の性格をみてみよう。

真瀬村は、谷田部藩細川氏領から元禄以降天領となり、明治元年時点で村高一四六四石余、近世期には江戸筑波街道（笠間街道）の街村として「真瀬の宿駅」と言われたように宿場の機能を有しており、商人宿や旅籠のほか茶屋、呉服屋、隣町谷田部（細川氏陣屋所在地）の米穀商の出店などがあった。俚諺に「真瀬のような在所があるに、谷田部城下とは気が強い」とあるように、谷田部に対抗する活況を呈していた所であった。⁽²³⁾

水海道村は、早くから鬼怒川に面した水海道河岸が栄え、また下妻街道が南北に貫通しているなど、水陸の交

〈表2の2〉 主要出荷先別荷物量比較表 (出典, 単位は表1, 表2の1に同じ)

品目 出荷先	米	大豆	炭	真木	材木	酒	糠	板	大麦	小麦	小豆	藍葉	藍玉	苧	その他
真瀬村	2,662	10				50	76		19	2	15				明礬5, 紙3
水海道村	1,093	110				5			3		4	532.6	14		
高道祖村	205	142	26	717										350	
江戸	1,097	8	1,060		130			18			15				黒田麻3

通の要衝であつた。元禄一二年段階で村高一五五六石余、このころ商業地区たる宝洞宿が形成されている。化政期に造醬油家・仲間水海道組ができたことはすでに述べた。安政二年の家数六一〇、人口二七六九人であつた。

天狗党挙兵の際には七〇七両の御用金を上納した。幕末段階においては旗本日下氏・長田氏・渡辺氏の三給支配で、明治二年、河岸問屋七、酒造三、醬油造四、濁酒造八軒がそれぞれ存在し、家数六九三、人口三三〇七と増加し、「里方河岸附農間商ひ渡世之者多ニて賑候村方ニ御座候」と言われるほど商都としての繁栄を極めていた。⁽²⁴⁾ 高道祖村は、元治元年天狗党と幕府軍とが衝突した所として知られている。村高は元禄郷帳で一〇七四石余、

天保郷帳で一四四二石余の大村であつた。幕末においては天領、旗本領、下総佐倉藩領などに分れていた。⁽²⁵⁾ 図1に示したように、何本かの陸上交通路が交錯する交通の要衝であつた。

以上のように、新井家が主たる送荷先としていた村はいずれも、かなりの購買力を持っていたと思われる在郷町的な性格をもつ村であつた。

なお、江戸方面が送り先となっている場合、小貝川から鬼怒川へ取り越す場所として、前述の寺畑・杉下・新宿のほか川崎・中川崎・水海道もあつた。この中に水海道も含まれているわけであるが、取越地としての場合と最終的な送り先としての場合とでは帳簿への記載のされ

方が異なる（史料3参照）ので、水海道経由で江戸へ行く荷物と水海道止まりの荷物とは明確に区別できる。表2の2の「水海道村」の欄の数量はすべて水海道止まりの荷物の数量であって、水海道経由で江戸へ送られたものとは区別してある。

四

すでに述べたように、新井家の河岸経営は過去におけるごく小規模な輸送を捨象すれば、本格的には文久元年、杉下・寺畑・新宿という、小貝川下流にあって江戸方面への窓口の役割を果たした特権的な河岸からの要請に基づいて初めて開始されたと言ってよからう。史料2における「近年は上川筋の荷物積下ケ無之：難渋至極：御積下ケ積替之儀は貴殿任弁利御取斗可被下候：御精々荷物積下ケ可被下候様御頼申入候」という文面からは、三河岸に荷物が来ずかなり困窮している様子が読んで取れる。そして大林村からの輸送が開始された結果どうなったかという点、それら三河岸に荷物が至る以前に、高道祖・真瀬・水海道をはじめとする村々に圧倒的多数の荷物が吸収されてしまい、それに比して杉下・寺畑・新宿を経て江戸方面へ行く荷物は少なかった。この結果は、

奇しくも杉下をはじめとする三河岸困窮の原因を映し出したかの如くである。即ち、幕末期における地域市場の発展、それに対応する新河岸の生成、そしてそれらとは裏腹の、輸送先としての江戸の地位の相対的低下とである。

新井家は、輸送がある程度さかになると、安定した経営を確保するため、史料1でみたように慶応二年、河岸問屋株取立を願った。その場合江戸への年貢米輸送を強調しておきながら（実際輸送してもいるが）、地域市場向け輸送を主体としていたことは、この時期の新興の河岸のしたたかさのようなものを感じさせる。

最後に、この後柳戸河岸がどうなったかについて簡単に触れておく。明治三年、大林村と最寄村々は若森県に對して、東京への廻米運送を願った。江戸幕府が倒れたので、明治新政府に對して改めて願い出たものである。しかし結果は、「御聞届無之候⁽²⁶⁾」ということになり、「其後は追々輸出荷物品少ニ相成、明治六七年間々⁽²⁷⁾当今（明治八年四月——筆者註）ニ至而は廢業同様」となっている。明治新政府による新たな流通統合政策の下で、柳戸河岸のような小河岸は淘汰、整理されていったものである。

註

- (1) 川名登『近世日本水運史の研究』(雄山閣、一九八四年)、丹治健蔵『関東河川水運史の研究』(法政大学出版局、一九八四年)など
- (2) 川名、前掲書第五章第一節「天保期の関東河川水運——とくに河岸衰微の現象について——」など
- (3) 同前、一七〇—二頁第41表、第7図
- (4) 同前、二二—五頁第47表
- (5) 『明野町史』(一九八五年)によると、給知村々は、築地・竹垣・古内・大林・内淀・鍋山・桑山・西蓮沼・東蓮沼・細田・三郷・柳・谷永島・上星谷・八幡・下星谷・下郷谷・知行・清水・十里・栗崎・北大関・南大関・井手村分大関・横島などの二六か村であった(同書三六六頁)。
- (6) 同前、三六六頁
- (7) 明野町大林、新井包保家文書(以下「新井家文書」)
- (8) 新井家文書、明暦三年「米方通」によると大林村の年貢二七五俵余中二三九俵が、寛文五年「米方通」によると三一〇俵余中一〇六俵が、同八年「米方通」によると一九四俵余中三一俵がそれぞれ柳戸河岸から津出されている(寛文期前後の柳戸河岸からの津出を示す証拠はこの三点のみ)が、以後は幕末に至るまで柳戸河岸よりの津出の形跡はない。
- (9) 「去ル酉年」が文久元年に比定できることについては

後述

- (10) 新井家文書、延享二年七月「乍恐書付以て御願申上候」、同四年六月「乍恐以書を御願申上候」
- (11) 同前、安永四年正月二十四日「差上申一札之事」
- (12) 同前、弘化四年二月「乍恐以書付奉願上候」、同年三月「乍恐以書付奉願上候」
- (13) 同前、年欠「出水用心船年季御請証文」
- (14) (12)に同じ
- (15) (12)に同じ
- (16) 新井家文書
- (17) 同前、「諸荷物船積入帳」
- (18) 同前
- (19) (3)・(4)に同じ
- (20) 「柳營補任」によると、大林村地頭齋藤佐渡守は、元治二年四月御旗奉行、同年五月御進発御供(長州征伐に随行か)、同年十一月大坂において御小姓組番頭となり、翌慶応二年二月大坂においてその役は御免となっているが、その後については史料の制約でわからない。
- (21) 石田・倉持・向上野・寺上野・赤浜・中上野・高津・成井・鷺嶋・東保末・築地・海老江・大林・古内・竹垣・下川中子・川連・大塚・徳持・上川中子・野田・石田・飯田・陰沢の各村(『明野町史』四八一頁)
- (22) 化政期に結成された江戸地廻り関東八組造醤油家仲間の中に、水海道組として七軒の醤油醸造家が入っている

る（荒居英次「銚子・野田の醤油醸造」（地方史研究協
議会編『日本産業史大系』4「関東地方篇」、東京大学
出版会、一九五九年）九九頁）。また、高道祖村には吉
原家という醤油醸造家があった。

(23) 『茨城県の地名』（平凡社、日本歴史地名大系8、一九
八二年）五八一頁

(24) 同前、七二四頁

(25) 同前、五五〇頁

(26) 新井家文書、明治八年四月「積荷物税金御調之儀ニ付
書上」

(27) 同前

〔付記〕 本研究は、明治大学猿島・明野研究会の共同調査
に基づくものであり、第十二回交通史研究大会（一九八六
年五月）における報告「幕末期利根川水系における新河岸
の形成——小貝川の場合——」を補正したものである。調
査の機会を与えて下さった木村礎先生、史料を快く閲覧さ
せて下さった新井包保家の方々、史料調査に種々ご協力下
さった八田昭夫元室長をはじめとする明野町史編さん室の
方々、及び種々ご教示下さった小野崎克巳氏、山形万里子
氏に心より御礼申し上げたい。